

税の散歩道

平成19年から変わる 所得税・住民税 皆さんの疑問にお答えします

国税である所得税から地方税である住民税（県民税と町民税を合わせたもの）への税源移譲により、平成19年から所得税と住民税の税額が変わります。

Q どうして変わるの？

A 地方公共団体が自主的に財源を確保し、身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国（所得税）から地方（住民税）へ税源が移譲されるからです。

Q どう変わるの？

A 住民税所得割の税率が一律10%になり、ほとんどの方の住民税が増えます。ただし、その分所得税が減るため、**所得税と住民税を合わせた負担額は変わりません。**

※1 住民税には、所得に応じて負担する「所得割」と一定額を負担する「均等割」があります。税源移譲前の所得割の税率は、5%、10%、13%の3段階に分かれていました。

Q いつから変わるの？

A 納税方法などの違いにより、変更となる時期にズレがあります。

○サラリーマンなどの給与所得者やお年寄りなどの年金所得者は、通常1月分から所得税が減少し、6月分から住民税が増加します。

○事業を行っている事業所得者は、6月分から住民税が増加し、平成20年3月の確定申告から所得税が減少します。

Q 本当に税負担は増えないの？

A 税源移譲による税負担の増減はありません。

ただし、**定率減税の廃止などにより税負担は増加します。**

※2 景気対策のため暫定的に導入されていた税負担の軽減措置です。廃止前は、所得税で税額の10%相当額（上限12万5千円）、住民税で所得割額の7・5%相当額（上限2万円）が控除されていました。

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)

	平成18年	平成19年
住民税	196,000円	293,500円
・定率減税	△14,700円	
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	△26,300円	
合計	418,000円	459,000円

※子供のうち1人が特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養者）に該当するものとして計算しています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

「税源移譲」ってなに？

税源移譲とは、納税者が国へ納める税（国税）を減らし、県や町に納める税（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。

「地方にできることは地方に」という方針の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して地方分権を一層推進することを目指す「三位一体の改革」※の一環として行われるものです。

（※国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行うもの）

自動車税の納期内納付を!!

自動車税の納期限は、**5月31日（木）**です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知が送付されますので、役場と横芝行政センター出納室ほか最寄りの金融機関などで早めに納めましょう。

なお、便利なコンビニエンスストア（一部を除く）でも自動車税の納付ができます。詳しくは、納税通知書に同封の「しおり」をご覧ください。

◆問い合わせ

自動車税事務所 ☎043-243-2721

東金県税事務所 ☎0475-54-0223

◆問い合わせ

税務課課税班 ☎84-1212

今月の納税

●固定資産税 全期・第1期

【納期限：5月31日（木）】

（注）口座振替納付の方は、残高の確認をお願いします。

◎土・日・祝日でも、役場と町民サービスセンター（サブ横芝店内）で納めることができます。